

広島県告示第千百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	原因となる現象の発生原		
中谷(五三六) 七一二	大附(二四一) 五一二	崩壊 急傾斜地の	土砂災害警戒区域 の自然現象の原因となる現象の発生原
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域 示の	表区域
中谷(五三六) 七一二	大附(二四一) 五一二	崩壊 急傾斜地の	区域の名称
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域 の自然現象の原因となる現象の発生原

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。